

輸入されるサラシナショウマ属植物の緊急検査対応について

(平成27年3月19日)

テンサイ、ニンジンなどコロンビアネコブセンチュウの寄主植物の根は、植物防疫法により輸出国での栽培地検査が行われ、植物検疫証明書に同センチュウが付着していないことが記載されていないと輸入することができないとされている。

本年1月に輸入されたオランダ産サラシナショウマ属植物の1種（学名：*Cimicifuga racemosa*）からコロンビアネコブセンチュウが発見されたが、サラシナショウマ属植物にコロンビアネコブセンチュウが寄生することは知られていなかったため、サラシナショウマ属植物は輸出国への栽培地検査の要求リストに含まれていない。

このため、農林水産省植物防課は、緊急的な対応として輸入されたサラシナショウマ属植物について荷口ごとに根を採取し、バールマン法による検査を平成27年3月18日から実施することとしたとのことである。

いずれは、植物防疫法施行規則が改正され、サラシナショウマ属植物は輸出国での栽培地検査が必要となろう。